# 保育部会

#### 【保育部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する約 1,200 の都内公私立の認可保育園をもって組織されている。本部会は、研修会や研究会の開催、調査研究や日頃の保育の研究発表、都内認可保育園の取り組みの社会への普及等の活動を通して、職員の資質のさらなる向上を図り、子どもの健やかな成長と発達を保障するための活動を行っている。

## 【提言項目1】

新・幼保連携型認定こども園に移行する際、既存の認可保育園からの移行特例は、平成27年3月31日現在の認可保育所が希望する場合には、すべての園が移行できるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、それがかなわぬ場合でも、平成27年4月1日以降、当面の間(概ね10年程度)猶予期間を置き、それを移行基準の整備期間とし、その間は認可保育園が新・幼保連携型認定こども園として運営することができますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

## 【現状と課題】

既存の認可保育所が新・幼保連携型認定こども園に移行を希望する場合、「保育室の面積」については移行特例が認められる為、幼稚園設置基準の園舎面積の適用を受けずにすべての施設が移行できます。一方、「園庭(運動場)」については、新たな移行特例が認められず、満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が3.3㎡以上なくては移行することができません。

現在、認可保育園の設置にあたっては、都市部の土地確保の困難性や地代高騰等の実情に鑑み、保育園園庭の面積については近隣の公園等を利用し、その代替とすることが認められています。

しかし、今回の子ども子育て支援法では、このことは認められず、東京都内の約2割の 保育園については新・幼保連携型認定こども園に移行することができません。

東京都の土地確保の非常に厳しい実情の中で、園庭を削り保育床面積を増やし懸命に待機児解消に取り組んだ結果、新・幼保連携型の認定こども園に移行できない、という矛盾が生じます。

このようなことが無いよう、すべての認可保育園が等しく移行ができますよう、移行特例の適用をお願い申し上げます。 ⇒追記 (2歳児のみ、屋上面積を参入可)。

### 【提言内容】

園庭の面積(3歳以上児1人当たり)3.3㎡とする基準の一部を見直し、平成27年3月31日現在の認可保育園が全て新・幼保連携型認定こども園へ移行できるように、当面の間、移行特例措置を設けること

また、それがかなわぬ場合でも概ね 10 年間の猶予期間を置き、新・幼保連携型認定こども園の基準を満たす整備期間とするようご配慮願いたい。

#### 【提言項目2】

平成 27 年 3 月 31 日現在、運営している認可保育園が、新・幼保連携型認定こども園に移行のために園庭を確保する場合、以下の項目について特段の援助をいただきますようお願いします

- ① 隣地等を購入する場合の利子補給
- ② 園庭を 10 年以上借り上げる場合等の借地料の補助
- ③ 都有地の活用
- ④ 園庭確保のために改築する場合の補助
- ⑤ その他、園庭確保に係る経済的・制度的援助

# 【現状と課題】

東京という特殊な地域の中で、保育園庭の確保は最大の難問です。待機児解消のために近年建てられた新設保育園の多くは、園庭基準を満たしていない割合が高くなります。これらの新設認可保育園が新・認定こども園に移行できないことは、「子ども子育て支援新制度」の意に反するものであると考えます。

### 【提言内容】

東京都は、平成27年3月31日現在、運営している都内認可保育園が新・幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、園庭の確保にかかる前述の①~⑤について、経済面・制度面での最大限の援助をすること